

## 藤沢市感染症予防計画の策定について（素案）

本計画は、令和4年12月に公布された改正感染症法に基づき、国が定める感染症基本指針及び神奈川県感染症予防計画に即して策定する、本市における感染症の予防のための施策の実施に関する計画です。

新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、今回新たに、保健所設置市においても、一部の項目について計画策定が義務付けられました。

本市においては、神奈川県感染症対策協議会への参加を通じて、県感染症予防計画との整合性を図った感染症予防計画を策定します。

### 1 藤沢市感染症予防計画（素案）の概要

#### （1）計画期間

感染症基本指針では、少なくとも6年ごとに当該指針の再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更していくものとされており、本計画も、それに沿った対応をしていくものとします。

#### （2）計画の位置づけ等

本計画は、感染症基本指針、県感染症予防計画のほか、特定感染症予防指針、特措法に基づく行動計画、地域保健法に基づく基本指針及び医療法に基づく県保健医療計画との整合性を図るものです。

#### （3）施策の方向性

ア 市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある様々な感染症の発生及びまん延への備えを進めます。

イ 人権を尊重した感染症対策を推進し、市民に対し感染症の啓発及び知識の普及に努めます。

ウ 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、感染症対策に関する人材の養成及び資質の向上、保健所の体制の確保等を進めます。

#### （4）推進体制

本市は、県感染症対策協議会において、感染症予防計画に基づく取組状況を毎年報告し、数値目標の実現に向けた取組状況等について進捗確認を行うとともに、県、県内保健所設置市、その他の関係機関及び関係団体と平時からの情報共有や連携を行います。

## 2 感染症対策の推進の基本的な考え方

平時から感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応型行政を推進するとともに、県感染症対策協議会を通じて進捗確認を行うことで、関係者が一体となってPDCAサイクルに基づく改善を図ります。

また、市民一人ひとりに対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策として、情報の収集、分析、市民への情報提供による予防の推進及び良質かつ適切な医療の提供を行うとともに、予防接種法に基づき積極的に予防接種を推進します。

感染症の発生時は、市民の健康を守るための健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応が求められるため、発生状況等の的確な把握のための感染症発生動向調査の体制の確立や、関係機関及び関係団体との計画的な連携体制の整備に努めます。

感染症の予防と患者等の人権の尊重の両立を基本とする観点から、患者個人の意思や人権を尊重し、個人情報保護に十分留意します。

## 3 具体的な方策

基本的な考え方を踏まえ、具体的な方策に基づき取組を進めます。

### (1) 感染症の発生の予防に関する事項

事前対応型行政の構築に向けて、国、県、関係機関及び関係団体と連携を図り、感染症発生動向調査や予防接種の体制整備、食品衛生対策、環境衛生対策、動物由来感染症対策等の適切な実施を通じて、平時から感染症の発生を予防するための対策を講じます。

### (2) 感染症のまん延防止に関する事項

市民、医療関係者等の理解と協力に基づき、市民一人ひとりの予防や早期治療の積み重ね、就業制限、入院措置等の対人措置や、汚染場所の消毒等の対物措置、積極的疫学調査等の適切な実施により、感染症予防の推進を図ります。また、市民が感染予防対策を講じる上で有益な情報を提供します。

### (3) 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項

保健所は、地域における総合的な感染症情報の発信拠点として、国、県、衛生研究所等と連携した感染症対策に必要な情報の収集、疫学的な調査及び研究を積極的に推進します。

### (4) 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

新興感染症の流行初期段階から保健所において円滑に検査が実施できるよう、研修や訓練、検査試薬等物品の確保に加え、県が締結する医療機関等との検査措置協定等に基づく体制整備に努めます。また、必要に応じ、国立感染症研究所、衛生研究所からの技術支援を受け、検査体制の充実を図ります。

**(5) 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項**

感染症の患者に対し早期に良質かつ適切な医療を提供するため、感染症指定医療機関等との医療措置協定を締結する県と平時から協議を行うとともに、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の医療関係団体との連携を図ります。

**(6) 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項**

感染症の特性を踏まえた安全な移送・搬送体制の確保に向け、民間事業者や民間救急事業者等との協定締結の検討、本市組織内における役割分担や移送訓練等の実施による体制整備、消防機関と連携した移送・搬送体制の確保に向けた事前協議を実施します。

**(7) 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項**

平時から感染拡大期に対応できる体制を確保するため、保健所における数値目標（検査体制、保健所職員等の研修・訓練、保健所の感染症対応業務を行う人員確保、I H E A T要員の確保）を定めます。

**(8) 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項**

健康観察体制の整備など、外出自粛対象者に対する支援について、県、関係機関及び関係団体と平時から連携を図ります。

**(9) 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症患者等の人権の尊重に関する事項**

感染症に関する適切な情報の公表、正しい知識の普及に努めるとともに、患者や医療従事者等の人権を尊重した対応を行います。

**(10) 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項**

国、県が実施する感染症対策等の研修への積極的な参加や、保健所における訓練等により、人材の養成及び職員の資質向上に取り組みます。

**(11) 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項**

平時から本市組織内の役割分担や外部人材の確保策、それらに必要となる執務環境や物品の整備、I C Tの活用等について検討し、有事の際機動的な対応が可能な保健所体制を構築します。

**(12) 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策に関する事項**

緊急対応が必要と認められる場合には、国、県と緊密に連携し、必要に応じて職員や専門家派遣等の支援を要請するとともに、感染症の発生状況等について、関係機関及び関係団体への情報提供に努めます。

**(13) その他感染症の予防の推進に関する重要事項**

施設内感染の防止、災害防疫、動物由来感染症対策、外国人への情報提供、薬剤耐性対策等、その他感染症の予防の推進に関する重要事項について、適切な方策を講じます。

**4 特定の感染症対策について**

特に総合的に予防のための施策を推進する必要がある感染症（結核、インフルエンザ、H I V／エイズ・性感染症、麻しん、風しん、蚊媒介感染症）については、特定感染症予防指針に基づき取組を進めます。

**5 今後のスケジュール（予定）**

令和5年12月18日から令和6年1月17日 パブリックコメントの実施  
令和6年1月 藤沢市健康危機管理保健所協議会にて最終案を報告  
令和6年2月 市議会定例会にて最終案を報告  
令和6年3月 藤沢市感染症予防計画策定

以 上

（事務担当 健康医療部保健所保健予防課）